

政府からのお知らせ

悪質商法にご注意ください!!



気になることがあったら、電話でご相談を。

- 悪質商法についてのご相談 警察総合相談電話→ #9110
消費者ホットライン→ 0570-064-370

チェック

このような悪質商法にご注意ください

- ▶ 復興事業関連企業への投資として、電話で社債や未公開株の購入を勧誘された。
- ▶ 放射能物質の除去に効果があるとして、高額な浄水器を買わされた。
- ▶ 高額な家の修理代を請求された。
- ▶ 住めなくなった部屋の家賃を請求された。

不審に思ったことがありましたら警察に電話をかけるなどして、地域で防犯につとめましょう。

悪質商法について

▶「復興関連企業への投資」、「放射性物質の除去効果」、「生活費の支援」や「住宅の補修」などをかたった、悪質商法にご注意ください。

東日本大震災や原子力発電所事故に便乗し、「値上がり確実」「必ずもうかる」などと言って投資や出資を勧誘する利殖勧誘商法、点検に来たと言って来訪し、嘘を言って商品やサービスを契約させる点検商法や、役所から来たふりをして物を売りつけるかたり商法といった悪質商法が横行しています。

具体的には、「行政からの補助をかたって太陽光発電システムを訪問販売する」「当面の生活費を借りるために返済保証金を入金したが貸し出しがおこなわれない」などさまざまなものがあります。

少しでも不審に思った場合には、すぐに契約をせずに、警察総合相談電話「#9110」または消費者ホットラインまでご相談ください。

警察総合相談電話 #9110

※携帯電話からもご利用いただけます。



消費者ホットライン

0570-064-370

市区町村もしくは都道府県の消費者生活センターなど、身近な相談窓口をご案内します。

※PHS、IP電話、プリペイド式携帯電話はご利用できません。

